書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第９５号
福岡県田川郡福智町赤池字岩屋免1098番地の６
破産者　九光石油株式会社
異議申述期間　平成23年11月７日まで
平成23年９月７日　福岡地方裁判所田川支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３号
鳥取県米子市両三柳3765番地
清算株式会社　株式会社モトベ医療器
代表清算人　本部　信広
同　福田　英美
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所米子支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１号
青森県むつ市中央２丁目５番３号
清算株式会社　下北観光株式会社
１　決定年月日　平成23年９月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所第２民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
大分市田室町９番38号
再生債務者　株式会社三信工業
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大分市城崎町２丁目１番５号　城崎司法ビル２階　内田法律事務所　弁護士　内田　健
平成23年９月２日
大分地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成２３年（再）第５号
栃木県鹿沼市藤江町1360番地
再生債務者　市田電装システム株式会社
１　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年11月15日から平成23年11月29日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第３号
名古屋市名東区西山本通３丁目18番地
再生債務者　株式会社アベラ・ヒビ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年９月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第４号
愛知県日進市東山３丁目1304番地
再生債務者　株式会社エー・カンパニー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年９月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２１年（再）第１９号
名古屋市中区丸の内３丁目18番22号
再生債務者　株式会社セントラルホームズ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年９月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第３２号
愛知県稲沢市駅前３丁目17番９号
再生債務者　見藤　隆志
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月29日から平成23年10月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（再イ）第２４号
北海道小樽市塩谷４丁目96番地
再生債務者　大坪　幸雄
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月11日から平成23年10月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（再イ）第１１６号
埼玉県戸田市下前２丁目８番18―306号
再生債務者　加無木克志
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月11日から平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３１号
埼玉県越谷市花田４丁目19番地32
再生債務者　瀧澤　章雄
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月11日から平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第５１号
埼玉県草加市旭町３丁目４番１―２号、旧住所埼玉県草加市氷川町2141番地８カーサ・ラウ207号
再生債務者　佐藤　輝希
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月11日から平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第４７号
神奈川県伊勢原市石田796番地の１　日神パレステージ愛甲石田フォレスト110号
再生債務者　須田　哲也
１　決定年月日時　平成23年９月６日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月11日から平成23年10月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２３年（再イ）第１５８号
名古屋市北区北久手町51番地
再生債務者　中村　隆克
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月４日から平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２２１号
愛知県小牧市大字二重堀1074番地７　シャトレ愛松小牧301号
再生債務者　佐藤　敏和
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月４日から平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２３６号
名古屋市緑区左京山202番地　新海ビル103号
再生債務者　金子　亨
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年10月４日から平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部